

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目12番18号

ダイソー株式会社代表取締役
社長執行役員

佐藤 存

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番20号 ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第159期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第159期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daiso.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和などの経済政策による個人消費の改善や公共投資の増加に加え、欧米経済の復調や円安の影響により輸出環境が好転し、景気は緩やかに回復いたしました。新興国経済の成長鈍化や地政学的リスクなど国際情勢に対する不透明感が払拭されない状況の中で推移いたしました。

当社グループを取りまく事業環境につきましては、市況の軟化や原燃料価格の上昇および新興国の台頭による価格競争により価格改定にばらつきがあり、セグメントによって異なる状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは、基礎化学品のコスト競争力を強化するため、水島工場での増強工事を完成させ、効率的な生産体制を構築してまいりました。また、岡山化成株式会社でも省エネ電解槽導入によるコスト低減を推進してまいりました。

機能化学品では、合成樹脂や合成ゴムなどを、アジアを中心とした新興国市場へ拡販するとともに、医薬品精製材料や医薬品原薬・中間体の新規顧客獲得を図ってまいりました。

住宅設備ほかでは、ケミカル技術を応用した製品開発を推進するとともに、生活関連商品への取り組みをさらに強化してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は916億2千1百万円と前期比10.2%の増加となりました。利益面におきましては、基礎化学品のコストダウンおよび機能化学品の高付加価値事業への構造転換を推進したことにより、営業利益は47億5千1百万円と前期比4.7%の増加、経常利益も52億4千1百万円と前期比4.3%増加となり、当期純利益も30億2千9百万円と前期比4.9%増加となりました。

なお、売上高および各利益とも前年に引き続き過去最高となりました。

部門別の営業状況は、次のとおりであります。

(基礎化学品)

クロール・アルカリは、かせいソーダなどの国内需要が低迷しましたが、一昨年の中四国営業所に続き九州営業所の開設を行い、地場密着型の営業体制の一層の強化により販売数量が増加し、売上高が増加しました。

エピクロロヒドリンは、電子材料向けエポキシ樹脂の国内需要の落ち込みにより販売数量は減少しましたが、円安の影響により輸出が増加し、売上高は増加しました。

以上の結果、基礎化学品の売上高は、405億1千7百万円と前期比4.3%の増加となりました。

(機能化学品)

アリルエーテル類は、円安の影響により欧米向けの輸出が増加し、売上高が増加しました。

エピクロロヒドリンゴムは、自動車生産台数の増加および中国での市場開拓の効果により、自動車用途向けが堅調に推移しました。また、欧州の需要回復にともない、OA機器用途向けも好調に推移し、売上高が増加しました。

経済産業省が推進するグローバルニッチトップ100に選定されたダップ樹脂は、UVインキ用途向けが好調に推移し、売上高が増加しました。ダップモノマーは、絶縁ワニス用途などで欧州や中国向けの輸出が回復し、売上高が増加しました。

液体クロマトグラフィー用シリカゲルは、医薬品精製用途で米国やアジア向けの輸出が好調に推移し、売上高が増加しました。

医薬品原薬・中間体は、抗ウイルス薬中間体、筋疾患治療薬原薬および糖尿病治療薬中間体などが好調に推移し、売上高が増加しました。

カラーレジストは、スマートフォンやタブレット端末の中小型ディスプレイ向けの需要が拡大し、売上高が増加しました。また、従来より取り扱いのある衛生材料向け吸水性樹脂および不織布は販売が好調に推移し、売上高が増加しました。グラスファイバーは電子材料および産業資材向けに、売上高が増加しました。

以上の結果、機能化学品の売上高は、324億8千1百万円と前期比18.5%の増加となりました。

(住宅設備ほか)

化粧板などのダップ加工材は、住宅建設の消費税増税前の駆け込み需要の影響もあり、売上高が増加するとともに、生活関連商品も新規商品の投入が寄与し、売上高が増加しました。

エンジニアリング事業は、大型プラント工事や電解設備更新工事などの完成により、売上高が増加しました。

以上の結果、住宅設備ほかの売上高は、186億2千1百万円と前期比10.2%の増加となりました。

部 門 別 売 上 高 (連 結)

部 門	前 期	当 期	対前期比増減
基 礎 化 学 品	38,852 ^{百万円}	40,517 ^{百万円}	4.3%
機 能 化 学 品	27,404	32,481	18.5
住 宅 設 備 ほか	16,891	18,621	10.2
合 計	83,149	91,621	10.2

2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、前年度に引き続きアリルクロライド・エピクロルヒドリン製造設備の増設に加え、新たなコスト低減対策として省エネ電解槽の導入、シリカゲル製造設備の増強などを中心に、総額58億円の設備投資を実施しました。

3. 資金調達の状況

設備投資への所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により賄いました。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の金融・経済政策の実施による企業収益の改善や設備投資の増加、着実に改善している雇用情勢を背景とした個人消費の回復などにより景気は緩やかな拡大が続くと期待されます。また、海外経済につきましても、中国・インドなど新興国経済の減速懸念はありますが、堅調な米国経済や景気の持ち直しがみられる欧州経済に牽引され、全体的には景気は回復基調にあると予想されます。

このような情勢のもと、当社グループは、平成26年度を初年度とする5カ年の新中期経営計画『NEXT FRONTIER-100』を策定いたしました。新中期経営計画では「新製品・新規事業の創出」と「海外事業の拡大」を成長エンジンと位置づけ、事業の拡大と強化に取り組んでまいります。新製品・新規事業につきましては、ライフサイエンス、エネルギー・環境、電子材料の成長分野において開発的を絞り、早期事業化を目指してまいります。また、グローバル展開につきましては、経済発展が見込める地域に営業拠点を増やし、事業拡大を図ってまいります。一方、産業構造の変化に適応するためコスト低減を実施し、競争力を高めてまいります。これらを遂行するため、「経営戦略本部」を新たに設置し、傘下に「経営企画部」「新規事業推進プロジェクトチーム」「海外事業推進プロジェクトチーム」「コスト構造改革プロジェクトチーム」を設け、新規事業の推進、海外事業展開、コストダウンへの取り組みを横断的に行い、課題の達成を図ってまいります。

基礎化学品では、事業環境の変化を注視し、選択と集中による事業の統廃合やアライアンスなどの再構築を推進してまいります。クロール・アルカリ事業は、地場密着型営業の推進により、シェア拡大に取り組んでまいります。また、エピクロルヒドリン事業は、引き続き水島地区のコスト削減によりA C・E Pチェーンのグローバル競争力の強化を図ってまいります。

機能化学品では、A C・E P誘導製品の用途開発を推進するとともに、新規アリル樹脂や新規ゴムの開発などにも取り組み、事業拡大を図ってまいります。

住宅設備ほかでは、海外ネットワークの強化により、新商品の開発および販路の拡大に注力してまいります。エンジニアリング事業は、当社の得意とする水銀除去システムの事業拡大に取り組んでまいります。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保につきましても、レスポンシブル・ケア活動とI S O活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動に積極的に取り組み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組むとともに、内部統制システムを強化することによりコンプライアンス体制の一層の充実を図り、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第156期 (平成22年4月～ 平成23年3月)	第157期 (平成23年4月～ 平成24年3月)	第158期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第159期(当期) (平成25年4月～ 平成26年3月)
売 上 高(百万円)	80,757	82,489	83,149	91,621
経 常 利 益(百万円)	4,618	4,246	5,025	5,241
当 期 純 利 益(百万円)	2,425	1,940	2,888	3,029
1株当たり当期純利益(円)	22.47	18.41	27.41	28.76
総 資 産(百万円)	65,214	67,677	76,804	84,326
純 資 産(百万円)	33,601	34,843	38,246	41,615

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第156期 (平成22年4月～ 平成23年3月)	第157期 (平成23年4月～ 平成24年3月)	第158期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第159期(当期) (平成25年4月～ 平成26年3月)
売 上 高(百万円)	52,516	55,958	56,606	61,734
経 常 利 益(百万円)	3,685	3,640	3,995	4,426
当 期 純 利 益(百万円)	1,743	1,637	2,313	2,616
1株当たり当期純利益(円)	16.15	15.54	21.95	24.84
総 資 産(百万円)	57,859	60,526	68,051	75,276
純 資 産(百万円)	31,615	32,553	35,365	38,455

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な子会社の状況（平成26年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
ダイソーケミカル株式会社	90	100	化学製品の販売
ダイソーエンジニアリング株式会社	80	100	電極の製造販売、 化学設備の設計・施工
サンヨーファイン株式会社	50	100	医薬品原薬・中間体の製 造・販売
株式会社インパックス	10	100	化学製品の販売
株式会社ジェイ・エム・アール	30	100	資源リサイクル
DSロジスティクス株式会社	20	100	化学製品の運送取扱い
岡山化成株式会社	50	100	化学製品の製造

7. 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

部 門	主 要 営 業 品 目
基礎化学品	かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、 亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、 エピクロロヒドリン、アリルクロライド、農薬原体、塗料原料、 接着剤原料など
機能化学品	アリルエーテル類、エピクロロヒドリンゴム、ダップ樹脂、 省エネタイヤ用改質剤、液体クロマトグラフィー用シリカゲル、 レンズ材料、感光性樹脂、カラーレジスト、電極、 医薬品原薬・中間体、光学活性体、グラスファイバー、 資源リサイクルなど
住宅設備ほか	ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、 化学プラント、環境保全設備建設など

8. 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市
東 京 支 社	東京都千代田区
研究センター	尼 崎 市

名 称	所 在 地
小 倉 工 場	北 九 州 市
尼 崎 工 場	尼 崎 市
松 山 工 場	松 山 市
水 島 工 場	倉 敷 市

(2) 子会社

名 称	所 在 地
ダイソーケミカル株式会社	大阪市、東京都千代田区ほか
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市ほか
サンヨーファイン株式会社	大阪市、坂井市(福井県)ほか
株式会社インペックス	大阪市
株式会社ジェイ・エム・アール	尼崎市
D S ロジスティクス株式会社	尼崎市ほか
岡山化成株式会社	大阪市、倉敷市(岡山県)

9. 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

部 門	従業員数
基礎化学品	272
機能化学品	323
住宅設備ほか	50
全社共通	150
合 計	795

(注) 当社の従業員数は564名です。

10. 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,120
株式会社福岡銀行	4,100
株式会社みずほ銀行	4,035
株式会社伊予銀行	2,305
株式会社池田泉州銀行	1,610

II. 当社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 111,771,671株（うち自己株式6,448,680株）
3. 株主数 6,766名
4. 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,721 ^{千株}	4.48%
日本興亜損害保険株式会社	4,442	4.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,384	4.16
株式会社池田泉州銀行	4,240	4.02
株式会社福岡銀行	4,113	3.90
株式会社伊予銀行	3,744	3.55
帝人株式会社	3,393	3.22
日本生命保険相互会社	3,365	3.19
株式会社みずほ銀行	3,348	3.17
旭化成ケミカルズ株式会社	2,933	2.78

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数（6,448,680株）を控除して計算しております。

III. 当社の新株予約権等に関する事項

当社役員に交付された新株予約権等の保有状況（平成26年3月31日現在）

発行回次 (発行日)	新 株 予 約 権 の 数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	発行 価額	権利行使時 1株当たり 払込金額	人数	権利行使期間
第7回新株予約権 (平成20年8月1日)	100個	当社普通株式 100,000株	無償	327円	取締役 3名	平成22年7月1日 ～平成26年6月30日

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏名	地位	担当等	重要な兼職の状況
佐藤 存	代表取締役 社長執行役員		
山下 光一	取締役 専務執行役員	生産技術本部長	
柴野 美知朗	取締役 常務執行役員	経営企画室長、R&D本部 担当、購買部担当	
鳥井 宗朝	取締役 上席執行役員	機能材事業部長、東京支社 長、海外事業所担当	
多木 宏行	取締役 上席執行役員	管理本部長	
瀬川 恭史	常勤監査役		
谷口 隆治	常勤監査役		
福島 功	監査役		コニシ株式会社相談役
森 真二	監査役		弁護士 ダイドードリンコ株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

- (1) 平成25年6月27日開催の第158回定時株主総会において、取締役 内堀貴弘氏は任期満了により取締役を退任しました。
 - (2) 平成25年6月27日開催の第158回定時株主総会において、鳥井宗朝氏、多木宏行氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役 谷口隆治氏、福島 功氏および森 真二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 谷口隆治氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
 4. 監査役 福島 功氏は、経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を有するものであります。
 5. 監査役 森 真二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の法的知見を有するものであります。
 6. 当社は、監査役 森 真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 監査役 森 真二氏は、平成26年4月16日開催のダイドードリンコ株式会社定時株主総会において、社外監査役を退任し社外取締役役に就任しました。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	6 <small>名</small>	134 <small>百万円</small>	
監 査 役	4	40	うち社外監査役3名 25百万円
合 計	10	174	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金47百万円（取締役41百万円、監査役2百万円、社外監査役3百万円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 各社外監査役の重要な兼職の状況および主な活動状況

社外監査役 谷口 隆治氏

同氏は、他の法人等との兼職はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中17回、監査役会全12回中12回に出席したほか重要な会議に出席し、主に金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 福島 功氏

同氏は、コニシ株式会社の相談役であり、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中15回、監査役会全12回中10回に出席したほか重要な会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験・見地から、適宜、発言を行っております。

社外監査役 森 真二氏

同氏は、平成26年4月16日開催のダイドードリンコ株式会社定時株主総会において、社外監査役を退任し社外取締役に就任しており、当社と同社との間には特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会全17回中16回、監査役会全12回中11回に出席したほか重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、発言を行っております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた最低責任限度額であります。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額 (注) 1	35 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注) 2	36

(注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

3. 解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任ほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

VI. 業務の適正を確保するための体制

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、コンプライアンス・プログラムを制定し、具体的な行動規範として、行動指針および行動基準を制定し、当社および関係会社の全役職員に対し周知徹底を図っている。
- (2) コンプライアンス体制の整備および維持を図るために社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、さらに、専門委員会として情報管理委員会、公正取引管理委員会、貿易委員会を設置し、専門的な法律問題に対応する体制を確立している。また、コンプライアンス体制の一層の充実を図るため、コンプライアンス委員会および専門委員会には弁護士を社外委員として招聘し、法的意見を適宜求める体制となっている。
- (3) 取締役は、当社および関係会社における企業倫理の遵守を率先して行う。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を置き、業務監査規定に基づき、業務監査および監査報告を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反については、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する内部通報規定に基づき、コンプライアンス委員会の相談窓口および社外の弁護士を通報窓口とする内部通報システムの運用により対応する体制となっている。
- (6) 当社および関係会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書を、適切に保存および管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、環境保全、保安防災、労働安全および化学品安全に配慮し、危機管理基本規定を定め、危機対応規定およびRC委員会規定により危機管理体制を構築している。
- (2) 当社は、主要なリスクとして、災害リスク、生産・製造リスク、情報管理リスク、情報システムに関するリスクおよび財務に関するリスクを認識する。

- (3) 災害リスクに対しては、危機管理基本規定および危機対応規定に基づき対策本部を設置し、迅速な対応を行う。生産・製造リスクに対しては、RC委員会、生産技術本部および品質保証委員会がそれぞれ対応する。情報管理リスクに対しては、情報管理委員会が対応し、情報管理基本規定に基づいて、企業情報と個人情報の適切な取扱いとその監視を行う。情報システムに関するリスクに対しては、情報システム部が関係所轄部署と共同して対応する。財務に関するリスクに対しては、経理規定、業務分掌、職務権限規定等に基づいて、内部牽制、相互チェックを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員に委任した業務領域において、取締役会および取締役の監督のもと、迅速な業務執行を行わせる。
- (2) 取締役の職務の執行は、取締役会規則、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等において、各取締役の権限および執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規定に基づき職務を執行する。
- (3) 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用が図られている。
- (4) 取締役の職務執行上、重要な事項については、代表取締役への諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される。
- (5) 中期経営計画および各年度予算が策定され、全社的な目標および部門目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認することにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規定および子会社管理基準に従い子会社経営の管理を行う。
- (2) 当社は、業務監査規定に基づき子会社に対する監査を行い、子会社の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社および関係会社における財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- (4) 当社は、子会社との意思疎通を図り、協調、協力を促進するため、必要に応じて子会社役員と連絡会議を開催する。
- (5) 取締役は、関係会社において、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実を発見した場合には、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会に報告するものとし、当社および関係会社における業務の適正を確保する。

6. **監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
現時点では、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請があった場合には、監査役と協議の上、独立性を有する使用人を配置する。
7. **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について監査役に報告する。
 - (2) 使用人は、内部通報システムを利用し、コンプライアンス委員会等を通じて監査役へ報告することができ、監査役は、必要に応じて使用人に対し報告を求めることができる。
 - (3) 監査役は、監査役会規則に基づき、必要に応じて、取締役に対し報告を求めることができる。
 - (4) 監査役は、取締役の職務執行状況の把握および監視を行うため、取締役会ほか重要な会議に出席することができ、関係会社に対し定期的に報告を求めることができる。
 - (5) 監査役は、監査の実効性を確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密に連携をとり、監査成果の達成を図る。

VII. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。

しかしながら、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会が当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、コンプライアンス委員会活動の強化などの施策を推進しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社株主共同の利益を図ることを目的とした「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成23年5月13日開催の取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件として、一部変更の上、継続することを決議し、平成23年6月29日開催の当社第156回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました。

本プランは、大規模買付行為が一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に基づき行われるべきことを定めております。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為に対し、評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案を行います。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が、グリーンメーラー等の濫用的買収に該当する場合に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。その判断については、客観性および合理性を担保するため、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める具体的対抗措置を取ります。この場合、当社株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることはありません。なお、具体的対抗措置の是非等に関する最終的判断については、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重しつつ、決定することといたします。

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の当社第156回定時株主総会終結の時から平成26年6月開催予定の第159回定時株主総会終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、平成26年5月9日開催の取締役会において、第159回定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件として、本プランに所要の変更を行い、継続することを決議いたしております。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社の企業価値および当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される場合があります。

4. 上記各取組みに対する取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の各施策は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るための具体的方策として策定されたものです。したがって、当社施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。したがって、本プランは、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daiso.co.jp/>）をご参照下さい。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主のみなさまに対する利益配分を重要な責務と考えており、配当につきましては、各期の業績と今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。また、安定性についても重要であると考えております。

（ご参考）本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,932	流動負債	30,406
現金及び預金	3,797	支払手形及び買掛金	13,600
受取手形及び売掛金	26,187	短期借入金	9,530
有価証券	4,399	一年内返済予定の長期借入金	2,580
商品及び製品	6,014	未払法人税等	1,192
仕掛品	901	未払金	999
原材料及び貯蔵品	2,216	賞与引当金	715
繰延税金資産	748	その他	1,789
その他	668	固定負債	12,304
貸倒引当金	△3	長期借入金	7,880
		繰延税金負債	1,042
固定資産	39,394	役員退職慰労引当金	612
有形固定資産	22,889	退職給付に係る負債	2,764
建物及び構築物	5,053	その他	4
機械装置及び運搬具	10,875		
土地	2,423	負債合計	42,710
建設仮勘定	4,233		
その他	303	(純資産の部)	
無形固定資産	1,278	株主資本	37,971
ソフトウェア	22	資本金	10,882
のれん	1,035	資本剰余金	9,394
その他	219	利益剰余金	19,367
投資その他の資産	15,226	自己株式	△1,672
投資有価証券	13,533	その他の包括利益累計額	3,629
長期貸付金	101	その他有価証券評価差額金	3,782
繰延税金資産	216	繰延ヘッジ損益	△0
その他	1,380	退職給付に係る調整累計額	△152
貸倒引当金	△6	新株予約権	14
		純資産合計	41,615
資産合計	84,326	負債及び純資産合計	84,326

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,621
売 上 原 価		76,993
売 上 総 利 益		14,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,876
営 業 利 益		4,751
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	259	
そ の 他	421	681
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	115	
そ の 他	76	191
経 常 利 益		5,241
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	505	
補 助 金 収 入	380	
新 株 予 約 権 戻 入 益	22	909
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	560	
減 損 損 失	459	
固 定 資 産 圧 縮 損	380	1,400
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,749
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,866	
法 人 税 等 調 整 額	△146	1,720
当 期 純 利 益		3,029

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	10,882	9,394	17,074	△1,668	35,682
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△737		△737
当期純利益			3,029		3,029
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	2,292	△3	2,289
平成26年3月31日残高	10,882	9,394	19,367	△1,672	37,971

項 目	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他有 包括利益 累計額合計		
平成25年4月1日残高	2,527	△1	－	2,526	37	38,246
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△737
当期純利益						3,029
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,254	0	△152	1,103	△22	1,080
連結会計年度中の変動額合計	1,254	0	△152	1,103	△22	3,369
平成26年3月31日残高	3,782	△0	△152	3,629	14	41,615

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

ダイソーケミカル株式会社、ダイソーエンジニアリング株式会社、サンヨーファイン株式会社、株式会社インベックス、株式会社ジェイ・エム・アール、DSロジスティクス株式会社、岡山化成株式会社

(2) 非連結子会社の数 7社

非連結子会社の名称

DSウェルフーズ株式会社、DAISO Fine Chem USA, Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、大曹化工貿易(上海)有限公司、台湾大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.、ほか1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社7社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額および利益剰余金の合計額(持分に見合う額)等は、全体として連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

DSウェルフーズ株式会社、DAISO Fine Chem USA, Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、大曹化工貿易(上海)有限公司、台湾大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.、ほか2社

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社7社および関連会社1社はいずれも、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引より生ずる債権および債務

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建 物：3～50年

機 械 装 置：4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすと判断される金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金利息
- b. ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、市場金利の変動リスクおよび為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たすと判断される金利スワップ取引および振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

- ② のれんおよび負ののれんの償却方法および償却期間
のれんおよび平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、20年以内で均等償却しております。
- ③ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めは除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更にもなう影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,764百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が152百万円減少しております。これにもない、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、1円44銭減少しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これにともない、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が64百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が64百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 53,590百万円 |
| 2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | |
| 機械装置 | 380百万円 |

(連結損益計算書に関する注記)

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
愛媛県松山市	事業用資産	機械装置及び運搬具等	231
静岡県菊川市	遊休資産	土地、建物及び構築物	227
計			459

当社グループは、事業用資産については、全社、事業部もしくはそれに準じた単位で資産のグルーピングを行っております。生産中止等による処分の意思決定を行っている資産については個々の単位で把握しております。遊休資産等についても個々の単位で把握しております。

当社グループが所有する愛媛県松山市の事業用資産については、使用を停止し、将来の使用の見通しが定まっていないことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(231百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物41百万円、機械装置及び運搬具189百万円、有形固定資産に含まれるその他0百万円、ソフトウェア0百万円です。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、処分見込価額を基に算定した金額に基づき評価しております。

当社グループが所有する静岡県菊川市の遊休資産については、時価の下落により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(227百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物183百万円、土地43百万円です。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、土地については鑑定評価額に基づき評価し、建物については備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式

111,771,671株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	368百万円	3.50円	平成25年3月31日	平成25年6月11日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	368百万円	3.50円	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	368百万円	3.50円	平成26年3月31日	平成26年6月11日

3. 当連結会計年度の末日において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式

272,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、主に銀行借入や社債発行に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、実需にともなう取引に限定して実施することとしており、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定で規定した与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式であり、定期的に時価等を把握しております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	3,797	3,797	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,187	26,187	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	17,498	17,498	—
資産計	47,483	47,483	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,600	13,600	—
(2) 短期借入金	9,530	9,530	—
(3) 長期借入金	10,460	10,453	△6
負債計	33,590	33,583	△6
デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式および債券は取引所の価格によっております。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を、新規と同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	192	—	△0	取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	134
関連会社株式	2
非上場株式	299
合計	435

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 394円99銭
- 2 株当たり当期純利益 28円76銭

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,035	流動負債	24,961
現金及び預金	3,641	電子記録債務	231
受取手形	4,495	買掛金	8,259
売掛金	11,773	短期借入金	9,530
有価証券	4,399	一年内返済予定の長期借入金	2,580
商品及び製品	5,458	未払金	1,606
仕掛品	553	未払費用	826
原材料及び貯蔵品	1,438	賞与引当金	546
前払費用	80	未払法人税等	940
繰延税金資産	599	預り金	409
立替金	2,473	その他	30
その他の債権	123	固定負債	11,859
貸倒引当金	△1	長期借入金	7,880
		繰延税金負債	1,031
固定資産	40,240	退職給付引当金	2,357
有形固定資産	22,193	役員退職慰労引当金	590
建築物	3,299		
構築物	1,503	負債合計	36,820
機械及び装置	10,939	(純資産の部)	
船舶	0	株主資本	34,701
車両運搬具	9	資本金	10,882
工具、器具及び備品	283	資本剰余金	9,393
土地	1,924	資本準備金	9,393
建設仮勘定	4,233	その他資本剰余金	0
無形固定資産	238	利益剰余金	16,096
特許権	16	利益準備金	1,202
ソフトウェア	22	その他利益剰余金	14,894
ソフトウェア仮勘定	186	固定資産圧縮積立金	440
その他	12	別途積立金	5,114
投資その他の資産	17,808	繰越利益剰余金	9,339
投資有価証券	13,115	自己株式	△1,672
関係会社株式	3,345	評価・換算差額等	3,740
関係会社出資金	12	その他有価証券評価差額金	3,740
その他の債権	1,338	新株予約権	14
貸倒引当金	△4		
資産合計	75,276	純資産合計	38,455
		負債及び純資産合計	75,276

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	61,734
売 上 原 価	49,820
売 上 総 利 益	11,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,740
営 業 利 益	4,173
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	298
そ の 他	762
1,061	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	115
そ の 他	693
808	
経 常 利 益	4,426
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	505
補 助 金 収 入	380
新 株 予 約 権 戻 入 益	22
909	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	557
減 損 損 失	459
固 定 資 産 圧 縮 損	380
1,397	
税 引 前 当 期 純 利 益	3,938
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,520
法 人 税 等 調 整 額	△198
当 期 純 利 益	2,616

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益剰余金計			
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金						
		固定資産圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金								
平成25年4月1日残高	10,882	9,393	0	9,393	1,202	453	5,114	7,447	14,217	△1,668	32,825	
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当								△737	△737		△737	
当 期 純 利 益								2,616	2,616		2,616	
自 己 株 式 の 取 得										△4	△4	
自 己 株 式 の 処 分			0	0						0	0	
固定資産圧縮積立金の取崩						△12		12	—		—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	△12	—	1,892	1,879	△3	1,875	
平成26年3月31日残高	10,882	9,393	0	9,393	1,202	440	5,114	9,339	16,096	△1,672	34,701	

項 目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成25年4月1日残高	2,503	△0	2,503	37	35,365
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△737
当 期 純 利 益					2,616
自 己 株 式 の 取 得					△4
自 己 株 式 の 処 分					0
固定資産圧縮積立金の取崩					—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,236	0	1,236	△22	1,214
事業年度中の変動額合計	1,236	0	1,236	△22	3,089
平成26年3月31日残高	3,740	—	3,740	14	38,455

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引より生ずる債権および債務

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製 品・仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・原材料・貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建 物：3～50年

機 械 及 び 装 置：4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

※未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員(執行役員含む)の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすと判断される金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：金利スワップ取引

ヘッジ対象：借入金利息

b. ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、市場金利の変動リスクおよび為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たすと判断される金利スワップ取引および振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額		51,369百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額		
機械及び装置		380百万円
3. 保証債務	仕入債務に対する保証債務 ダイソーケミカル株式会社	1,178百万円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
	関係会社に対する短期金銭債権	2,927百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	1,312百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	5,506百万円
関係会社からの仕入高	8,635百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	454百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
愛媛県松山市	事業用資産	機械及び装置等	231
静岡県菊川市	遊休資産	土地、建物	227
計			459

当社は、事業用資産については、全社、事業部もしくはそれに準じた単位で資産のグルーピングを行っております。生産中止等による処分の意思決定を行っている資産については個々の単位で把握しております。遊休資産等についても個々の単位で把握しております。

当社が所有する愛媛県松山市の事業用資産については、使用を停止し、将来の使用の見通しが定まっていないことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（231百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物2百万円、構築物39百万円、機械及び装置189百万円、工具、器具及び備品0百万円、ソフトウェア0百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、処分見込価額を基に算定した金額に基づき評価しております。

当社が所有する静岡県菊川市の遊休資産については、時価の下落により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（227百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物183百万円、土地43百万円であります。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、土地については鑑定評価額に基づき評価し、建物については備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類および総数に関する事項

普通株式	6,448,680株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	194百万円
未払事業税	83百万円
たな卸資産評価損	193百万円
減価償却の償却限度超過額	20百万円
退職給付引当金	839百万円
役員退職慰労引当金	210百万円
その他	411百万円
繰延税金資産小計	1,952百万円
評価性引当額	△72百万円
繰延税金資産合計	1,879百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△243百万円
その他有価証券評価差額金	△2,067百万円
繰延税金負債合計	△2,311百万円
繰延税金負債の純額	△431百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これにともない、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が50百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が50百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器、その他の事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	事業 年度末 残高
子会社	ダイソーケミカル株式会社	大阪市 西 区	90	化学製品の 販売ほか	(所有) 直接 100%	当社製品の 販売ならび に資材購入	仕入債務 に対する 保証	1,178	—	—
							代理決済	(注) 1	立替金	1,528
子会社	岡山化成株式 会社	大阪市 西 区	50	化学製品の 製造	(所有) 直接 100%	同 社 製 品 の 仕 入	同社製品の 仕入 (注) 2	6,656	買掛金	286
							代理決済	(注) 1	立替金	809

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当社において、子会社の資金管理業務を集中化しており、日々資金移動および代理決済処理を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

2. 岡山化成株式会社からの製品仕入については、同社の総原価を勘案し、毎期価格交渉のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 364円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円84銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイソー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 伸幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイソー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

ダイソー株式会社 監査役会

常勤監査役	瀬川 恭史	㊟
常勤社外監査役	谷口 隆治	㊟
社外監査役	福島 功	㊟
社外監査役	森 真二	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとう たもつ 佐藤 存 (昭和16年7月20日生)	昭和39年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役経営企画室長、管理部長、営業企画部長 平成12年6月 当社常務取締役経営企画室・人事部・管理部・情報システム部担当 平成14年4月 当社常務取締役管理本部長、経営企画室担当 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	132,362株
2	やました こういち 山下 光一 (昭和21年8月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役生産技術部長 平成16年6月 当社常務取締役電解システム事業部長 平成17年4月 当社常務取締役生産技術本部長 平成18年4月 当社常務取締役人事本部長 平成19年11月 当社常務取締役購買部担当、人事本部長、生産技術本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員購買統括、人事本部長、生産技術本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員生産技術本部長 (現在に至る)	64,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	とりい むねとも 鳥井 宗朝 (昭和27年3月3日生)	昭和51年4月 松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成15年12月 同社経営執行役 平成18年4月 同社常務取締役電子材料本部長 平成22年4月 同社専務取締役電子材料本部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部副本部長 平成25年3月 当社執行役員機能材事業部長 平成25年4月 当社執行役員機能材事業部長、海外事業所担当 平成25年6月 当社取締役上席執行役員機能材事業部長、東京支社長、海外事業所担当 (現在に至る)	7,000株
4	たき ひろゆき 多木 宏行 (昭和30年7月28日生)	昭和53年4月 トリオ株式会社（現株式会社JVCケンウッド）入社 平成17年10月 同社執行役員常務財務・経理統括部長 平成18年6月 同社取締役兼執行役員上席常務CFO 平成20年10月 JVCケンウッドホールディングス株式会社執行役員常務統合シナジー推進部長 平成23年6月 同社執行役員最高リスク責任者 平成23年11月 同社執行役員常務CEO補佐 平成24年10月 当社執行役員管理本部副本部長 平成25年1月 当社執行役員管理本部長 平成25年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 (現在に至る)	8,000株
※5	てらだ けんし 寺田 健志 (昭和40年12月10日生)	昭和63年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部化学品事業部副事業部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部化学品事業部長 平成25年3月 当社執行役員機能材事業部副事業部長、東京支社長 平成26年4月 当社執行役員経営企画室長 (現在に至る)	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 6	ほり のぼる 堀 登 (昭和34年2月17日生)	昭和57年4月 野村貿易株式会社入社 平成21年7月 ダイソーケミカル株式会社取締役 化学品副事業部長 平成22年6月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 平成24年9月 当社執行役員 ダイソーケミカル株式会社代表取締役社長 株式会社インペックス代表取締役社長 (現在に至る)	5,000株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 森 真二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
もり しんじ 森 真二 (昭和21年5月22日生)	昭和49年4月 横浜地方裁判所判事補任官 昭和59年4月 大分地方・家庭裁判所判事 昭和61年4月 京都地方・家庭裁判所判事 平成元年5月 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成22年6月 当社社外監査役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） ダイドードリンク株式会社 社外取締役	16,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 真二氏は、社外監査役の要件を備えた候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 森 真二氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 森 真二氏につきましては、法曹としての専門的見識・経験と経営に関する高い見識を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、森 真二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任をご承認いただきました場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令によって定められた最低責任限度額であります。

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年6月29日開催の当社第156回定時株主総会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続について株主のみなさまのご承認をいただきましたが（以下、「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るため、現プランについてさらなる検討を行い、平成26年5月9日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件として、現プランを継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

つきましては、本プランにつき、株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。なお、本プランは現プランからの実質的変更はありません。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えています。

ところで、当社グループは、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業並びに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっています。また、当社グループの経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウ並びに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠です。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時的に的確に評価することは、容易でないものと思われます。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供させていただく必要があると考えています。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分

に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えています。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見をとりまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定しています。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討されることにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えています。

以上のような観点から、当社は、平成20年6月27日開催の当社第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成23年6月29日開催の当社第156回定時株主総会の決議により、一部変更の上、現プランとして継続しております。

そして、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できませんので、今般、当社取締役会は、現プランに所要の変更を行い、継続することにいたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して適用されるものとします。

注1：特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または、

- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとします。）、②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。

(1) 情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみならずの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 2) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- 3) 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 4) 大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」といいます。）
- 5) 大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠

6)その他上記4)に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書（別紙1ご参照）には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後原則として5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より5営業日以内に当社宛ご提出いただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

(2) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行います。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

と定めております（別紙3ご参照）。

(2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙4記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の経路を経なければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

なお、独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙5記載のとおりです。

5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

(1) 本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として別紙2に記載のとおり新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみなさまが法的権利または経済的側面におい

て格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主のみならず、投資家のみならずおよびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみならずは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主のみならずにつきましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみならずは、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会における当社株主のみならずのご承認を条件として、本総会終結の時から平成29年6月開催予定の第162回定時株主総会終結の時までとします。ただし、第162回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成32年6月開催予定の当社第165回定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主のみなさまおよび投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示します。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べています。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定ですが、当社株主のみなさまおよび投資家の方々におかれましても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められますよう宜しくお願いします。今後、当社株主のみなさまおよび投資家の方々に影響を与える具体的対抗策を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することといたします。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」と

います。)においては、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則、という三原則が定められております。

そして、①企業価値(株主利益に資する会社の財産、収益力、安定性、成長力等を指します。)・株主共同の利益(株主全体に共通する利益)の確保・向上の原則につきましては、前述のとおり、本プランは、当社の株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としておりますので、当社株主のみなさまは十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となります。

本プランでは企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準拠し、取締役会評価期間の開始日を十分な情報が提供された後とすることにより、大規模買付情報の適正な検討を可能にしております。

次に、②事前開示・株主意思の原則につきましては、本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主のみなさまおよび投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの採用・有効期間の延長も当社の株主のみなさまのご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しておりますので、当社株主のみなさまの合理的意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、③必要性・相当性の原則につきましては、本プランは、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の担保を図る措置を確保しております。

また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨にも合致しております。

(2) まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する各種の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えております。

別紙1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

ダイソー株式会社

代表取締役社長執行役員 佐藤 存 殿

意向表明書

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇印

貴社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を遵守し、貴社株式の買付行為を行うことを約束いたします。

大規模買付者の名称	
大規模買付者の住所または本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇
設立準拠法	
代表者氏名	
国内連絡先	電話： () F A X： () E-mail：
提案する大規模買付行為の概要	

新株予約権の概要

1. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当て条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権の総数
新株予約権の割当て総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当て総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以上

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、平成26年6月27日開催予定の当社第159回定時株主総会における株主のみなさまの承認を条件として継続を決議した大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主共同の利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非の判断に備え、予め具体的発動基準を定めることを目的とする。

2. 具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当し、かつ、その是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合は、具体的対抗策の発動を決定することができる。

(1) 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合

1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、大規模買付行為の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）、大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2) 大規模買付者による情報提供が不十分である場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であり、株主のみなさまが大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合（ただし、大規模買付者が当社取締役会の定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合に限る。）

3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

- (2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）
 - 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
 - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
 - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
 - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
 - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
 - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
 - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合

3. 具体的対抗措置を発動できない場合

- (1) 上記2. のいずれの事由にも該当しない場合
- (2) 上記2. のいずれかの事由に該当する場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合
 - 1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く。）が公開買付に応じる意思を表明した場合
 - 2) 取締役会評価期間満了後2週間が経過した日までに具体的対抗措置を行うか否かの決定を当社取締役会が行わなかった場合

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置される。

2. 構成

(1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選定にあたっては、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。

選定にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営および化学会社に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

3. 任期

委員の任期は3年とし、重任を認めるものとする。

4. 役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として次に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。

1) 大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討

2) 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討

3) 大規模買付者との事後交渉により具体的対抗措置を中止するか否かの検討

4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項の検討

(2) 独立委員会は、(1)に掲げる事項のほか、次に規定する事項を行うことができるものとする。

- 1) 大規模買付者からの直接の意見聴取
- 2) 当社取締役会から提出された代替案の検討

(3) 独立委員会は、当社に関する資料の検討等を行うため、当社内に事務局を設置する。

(4) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

5. 招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

6. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以 上

独立委員会委員の氏名および略歴

荒川 洋二（昭和10年1月3日生）

<略歴>

昭和34年4月	東京地方検察庁検事
平成2年12月	神戸地方検察庁検事正
平成4年5月	大阪地方検察庁検事正
平成7年2月	高松高等検察庁検事長
平成8年6月	大阪高等検察庁検事長
平成10年2月	弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）

谷口 隆治（昭和32年7月23日生）

<略歴>

昭和56年4月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成13年6月	同行九条支店長
平成22年6月	株式会社みどり会会員事業部部長
平成24年6月	当社社外監査役（現任）

福島 功（昭和16年11月26日生）

<略歴>

昭和39年2月	株式会社小西儀助商店（現ユニシ株式会社）入社
平成10年6月	ユニシ株式会社取締役
平成15年6月	同社常務取締役
平成16年4月	同社代表取締役社長
平成21年6月	同社代表取締役会長
平成24年6月	同社相談役（現任）
平成24年6月	当社社外監査役（現任）

森 真二（昭和21年5月22日生）

<略歴>

昭和49年4月	横浜地方裁判所判事補
昭和59年4月	大分地方裁判所・大分家庭裁判所判事
昭和61年4月	京都地方裁判所・京都家庭裁判所判事
平成元年5月	弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）
平成18年3月	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士（現任）
平成22年6月	当社 社外監査役（現任）
平成26年4月	ダイドードリンコ株式会社社外取締役（現任）

以上

参考資料 1

大株主の状況

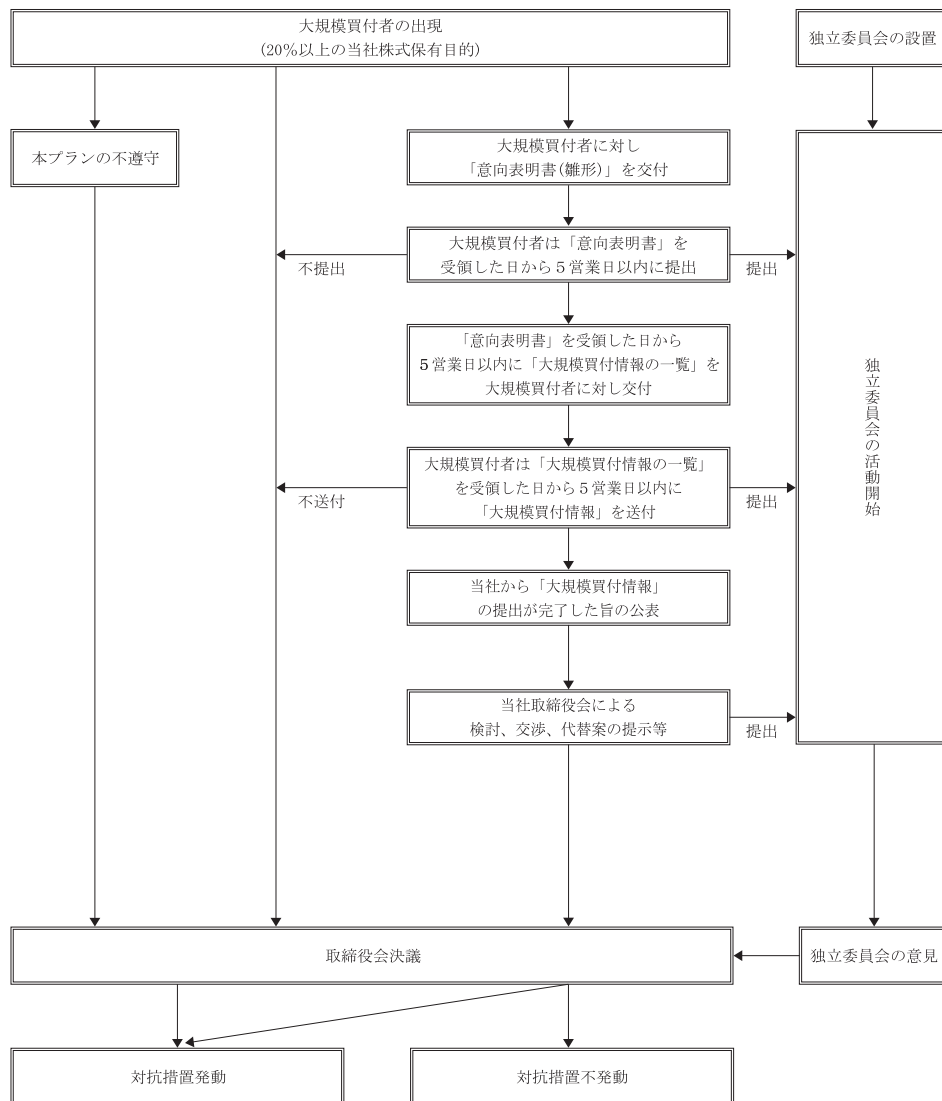
(平成26年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,721 ^{千株}	4.48%
日本興亜損害保険株式会社	4,442	4.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,384	4.16
株式会社池田泉州銀行	4,240	4.02
株式会社福岡銀行	4,113	3.90
株式会社伊予銀行	3,744	3.55
帝人株式会社	3,393	3.22
日本生命保険相互会社	3,365	3.19
株式会社みずほ銀行	3,348	3.17
旭化成ケミカルズ株式会社	2,933	2.78

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (6,448,680株) を控除して計算しております。

以 上

本プランの概要図



第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される柴野美知朗氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
しばの みちろう 柴野 美知朗	平成17年6月 当社取締役 平成19年11月 当社常務取締役 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)

以上

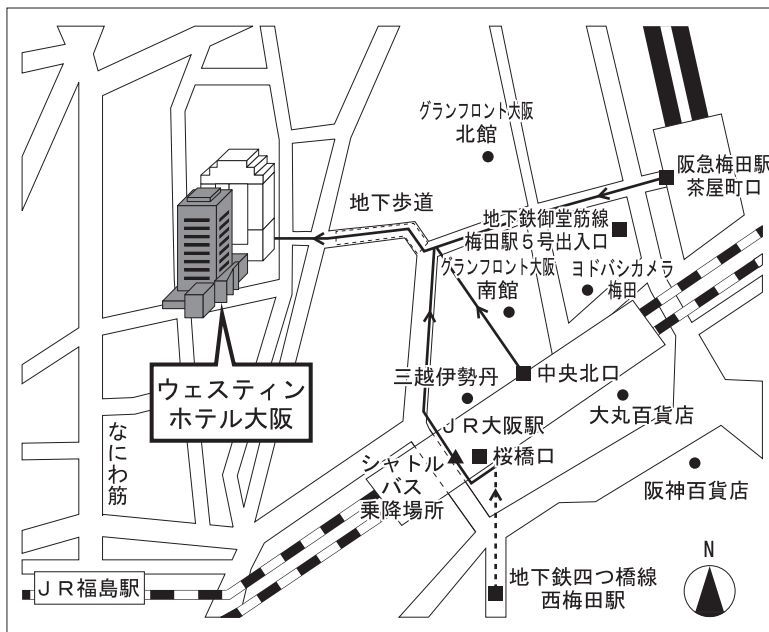
MEMO

株主総会会場ご案内図

(開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないよう
ご注意ください)

会 場 〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目 1 番20号
ウェスティンホテル大阪 4階 花梨の間
電話 06-6440-1111

(会場案内図)



J R 「大阪駅」中央北口（2階）より徒歩7分
阪急「梅田駅」茶屋町口より徒歩9分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」5号出口より徒歩9分
地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩9分
J R 「大阪駅」桜橋口西側高架下より無料シャトルバス運行
無料シャトルバス発車時刻
9:00 9:10 9:20 9:30 9:40
5～10分でホテル玄関に到着